［創立 60 周年記念特集：2050 年の情報処理］

22 情報システムとしての法律もしくは法治の未来

居駒幹夫 | 青山学院大学　柴田睦月 | 小島国際法律事務所
情報処理に関する法的問題研究グループ（LIP）

「情報処理に関する法的問題」研究グループ（以下 LIP と略称）は「情報処理に関する新たなルール作り」を目的に 2015 年に活動開始した「できたてほやほや」のグループである．メンバは，法律専門家と情報処理専門家との混成で，日々変化する情報システムの開発現場で法的な問題を起こさないための契約のひな型作成などを行っている．

今回の特集，専門分野の 30 年後の姿を予想せよというお題である．本来，LIP で予想すべき内容は情報システム開発などの場面における法律との接点部分がどのように変化するかという部分であろう．5 年 10 年という単位であれば，そういう予想にも意味がある．しかし 30 年後といえば（来るか来ないかは分からないが）シンギュラリティよりも後の話になる．そのときに現在の法律というシステムを前提とした予想に意味があるようには思えない．実際には「2050 年になっても何も変わっていません」という可能性も高いとは思いつつも，本稿では思い切って「社会の情報システムとして法律ってまだあるのだろうか?」ということを情報処理，法律の両面から考えてみたい．

情報システムとは，「組織体（または社会）の活動に必要な情報の収集・処理・伝達・利用にかかわる仕組み」である[1]．この観点で，法をもって紛争を解決するという仕掛けは，典型的な社会の情報システムといえる．すなわち，法の目的を定めた上，裁判所による解釈を加えて新たに発生する紛争を処理するとともに，これまでの事例を収集し，ある程度集積した事例を法令や裁判例として組み込んで蓄積し，さらに裁判所によって紛争を処理していくというシステムである．そして，このシステムの中核に位置するのが法律である．法律の制定，運用という観点で，もう少し細かく見てみよう．法律の制定で考えてみると，まずは，法律を制定する目的が前提条件としてあり，それに従った国民や法人の遵守事項，守れなかったときの罰則等が決められていく．日本国の法律の構造を見ると，大体の法律（またはその上位法）でもその第一条には，法律を制定するに至った精神，目的が書かれており，それを実現するために各条文がある．次に法律の運用という観点では，何らかの紛争が発生した場合，法律の条文で明々白々に黒白がつけられない場合もあり，司法権を持つ裁判所は多くの場合，法律の趣旨や法律以外の政令や判例なども考慮して判決を下す．たとえ法律の条文に書かれてなく，過去の事例がなかったとしても，その法の精神を踏みにじるような行為は禁じられる場合もある．

ここで，たとえば IT のように日進月歩の技術分野の著作権に関する紛争を考えてみよう．著作権法は 1 年に 4 回も改正されたことのある，まさしく「生きた法律」であるが，現在でも多くの紛争での争点に対して明確に黒白をつけられる場合は少ない．過去に定められた条項が時代にそぐわなくなってしまうという課題もあるし，適用分野が広がって多くの事例を取り込み，多くの改正を繰り返すうちに，著作権法のそもそもの目的が何だったのかが不明になる場合もある．著作権法の第一条を見ると，

「著作物並びに実演，レコード，放送および有線放送に関し著作者の権利およびこれに隣接する権利を定め，これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ，著作者等の権利の保護を図り，もつて文化の発展に寄与すること」

とある．1条に「レコード」「有線放送」といったレトロな適用分野が明示されていることにも驚くが，その最終目的は「文化の発展に寄与すること」であり，それを実現するために著作者の権利，著作者に隣接する権利を保護しようという構造になっていることも周知の事実ではないだろう．現状，この法律の最終目的との関係が見えない条文や適用事例が多いように見えるのは多くのIT分野の方が感じている通りである．

少し脱線した．法の運用という情報システムの将来を考えた場合，5, 10年という単位の話と20, 30年という単位では大きく異なってくる．5, 10年という単位では，現状の仕掛けの「情報システム化」の時代である．法律やそれにかかわる情報が電子化されて久しいが，現在では，その意味や解釈なども含めて法曹関係の人間にしかできないようなことが，今後は，コンピュータを中心とした狭義の情報システムで扱えるようになってくるだろう．ただし，この「情報システム化」は，著作権法などで見られるように法律の内容が時代にそぐわないといった課題に対して何の解決にもならない．そうした課題を内包したまま，人工知能やビッグデータによるIT革新の変化自体が加速的に大きくなり，恐らく人間が扱える情報量の範囲を超えた情報が蓄積されることで，法を現在のような態様で維持することは難しくなってくるのでないだろうか．しかしながら，依然，社会の情報システムとして，法による国の統治（法治）は必要であり，その情報システムの中で，どのように法（律）を位置づけるかということが大きな課題となると考える．

さて，2050年における「情報システムとしての法律」の予想である．蓄積された先例とそれをもとにした判断基準が膨大になった結果，多くの法律において，具体的な条項はなくなり，法律の目的のみが生き残る．法律の目的に従って個々の紛争は現在よりも格段に進歩を遂げたAI等によって機械的に判断されるようになると予想する．歴史的に見れば，これはナイーブな意見である．すなわち，法律の目的，突き詰めると個別具体の事例における判断を完全に包含する抽象的な定義としての「善悪」「正誤」を厳密に定義ができないからこそ，「ハンムラビ法典」以降の事例ベースの成文法があるといっても過言ではない．しかしである．これからは人工知能の時代である．現在の深層学習であっても，「善悪」「正誤」といった概念に正確な定義を与えることなく，それを教師データにすることは十分可能である．20年後，30年後になれば，人間のおよびつかない莫大な情報を処理できる狭義の情報システムは，社会または個人にとって「善」と思われる概念「公共の福祉」「基本的人権」，著作権法でいえば「文化の発展」「フェアユース」などを基準にすべての紛争に対して，現状の成文法を基本とした広義の情報システムよりも，より良い解決を与えることができるようになる可能性も十分に秘めているのではないだろうか．このAIベースの法治の構築にはどのようなシステム要求が必要であろう．まず，人間に対してアカウンタブルでなければならない．判断の理由を当事者が理解できるようなシステムである必要がある．現状のAIには苦手の分野だが30年という年月はこの問題を解決するのに十分だろう．さらに，この情報システムは紛争解決の手段だけではなく，予防するための情報システムであることが求められる．どちらにしても，利害関係にある人間がそれぞれ満足する情報システムである必要があり，この場面において，法曹関係の人間がこのシステムのフロントで活躍することもあるかもしれない．

さて，この予想は実現するのだろうか．狭義の情報システムとしては技術的に実現可能になると考える．しかし，それが広義の情報システムとして運用されるか否かは，まるで昔に逆戻りしたかのような善悪のみによる判断にきわめて近接した法運用を国家が許容するか，さらに言えば「国家」自身が，法という情報システムの中で自らをどのように位置付け，再構築するかという点にも依存するだろう．

参考文献

1）浦　昭二，細野公男，神沼靖子，宮川裕之：情報システム学へのいざない，培風館（1998）．

（2019年12月16日受付）

■**居駒幹夫（正会員）**　ikoma@si.aoyama.ac.jp

1980年から日立製作所で大規模ソフトウェアの品質保証，生産技術を担当．2018年より青山学院大学社会情報学部学部特任教授．情報系科目担当および社会人向け教育（ADPISA）に従事．博士（情報学）．

■**柴田睦月**　shibata@kojimalaw.jp

2014年弁護士登録．同年より国内メーカにて輸出契約交渉，社内コンプライアンスを担当．2017年より，のぞみ総合法律事務所にて独禁法案件，労働問題，国内訴訟等を多数担当，現在は，小島国際法律事務所にて渉外案件，M&A案件を担当．